

公募に関する質疑応答

No	質問事項	回答	回答者
1	① テーマ⑥事例 4 つについて、これをすべてやってくださいという暗示でしょうか。あるいはこの中で選んでよいのでしょうか。 ② 予測ツールの開発について、医学的なデータまで必要と考えればよいのか。	① 社会実装の方からお考えいただくと、ある程度絞るのもありかと思えます。汎用性がある、ビジネスとして求められるものとして、戦略的に仮説を立てて応募いただきたい。 ② 社会実装を考えると、最終的には科学的に根拠があるものを求めており、それが医学的なデータ以外で開発できる場合は、ご提案いただきたい。	久野PD
2	テーマを幅広く展開していく上で、テーマ間連携や領域を超えた連携はどのように進めていくのか。また、進める上で、プレーヤーだけで開拓していくのか。あるいは連携をコーディネートしてもらえるのか。	本課題のテーマ間連携については、月 1 回 1 4 テーマの代表に集まっていたいで進捗を共有いただく機会（会議）を開催する予定です。その中で各テーマから連携に関する要望をいただきたい。 一方で、SIPの課題間連携は、その課題のPDの承諾、連携が必要となるため、この調整についてはPDが主導で行います。	久野PD
3	社会実装の形として、国による制度化あるいは、ビジネスとして民間企業と行うイメージがあるが、国による制度化についてよく分からない。	今時点での制度や法律等では対応できないが、改善したり制度化することで革新的な開発につながる場合は、その内容を提案してほしいという意図です。今時点でその内容についてを国あるいは自治体等と連携、相談している必要はありません。ただし、社会実装という点が重要なため、国の補助金等がなければ継続的な実装が不可の提案は評価いたしません。	久野PD
4	採択において、研究開発費予算に対して、申請額が削減される等の可能性はあるのか。	公募要領において、テーマごとに研究開発費は幅を持たせている。全体として公募要領内の記載額におさめたいと考えているが、一部分でも革新的な社会課題の開発があれば、部分的な採択の可能性も検討したいため、その場合は部分的な予算の割り当て、また他の応募との連携を検討いただくこともある。	久野PD
5	応募様式の提出時に代表印は必要か。	代表印は不要です。	医薬基盤研
6	② マッチングファンドに該当するケースについて	② SIP3期でマッチングファンドの対象に変更がありました。マッチングファンドの適用については今後ご相談させていただくこととなります。	医薬基盤研
7	① テーマ 2 つを統合して提案の場合、提出様式の記載分量は 2 倍で良いか。 ② テーマごとの金額は 1 テーマあたりになるのか。統合した場合はどうなるのか。 ③ 申請費用は間接費を含めた金額となるのか。 ④ 間接費 30% について来年度から換算されるのか。その場合、来年度の研究開発費の間接費を 30% として提出するのか。	① 分量は 2 テーマ分で結構です。 ② (テーマごとの予定予算金額は 1 テーマあたりとなります。) 統合した提案の場合では 2 テーマ分の予算内となります。 ③ 間接費込みとなります。 ④ 来年度の間接費は確定していませんが、応募時は令和 5、6 年度分は 10%・15% として提出してください。	医薬基盤研
8	① 研究者は「研究開発責任者」「分担研究開発責任者」「共同研究開発者」「研究協力者」の 4 つに別れると思いますが、e-rad 申し込みについては「研究開発責任者」と「分担研究開発責任者」だけで良いか。 ② 経歴の提出が必要な研究者はどこまでか。	① その通りです。研究開発責任者と分担研究開発責任者について提出してください。 ② 研究のスキームにおいて主要な研究者となります。(研究開発責任者、共同研究開発者、分担研究開発責任者、研究開発者のうち、主要な研究者が対象となります。)	医薬基盤研

公募に関する質疑応答

No	質問事項	回答	回答者
9	分担研究開発責任者を設ける基準について、同一機関で研究開発の副責任者を置きたいと考えているがどう申請すれば良いか。	分担研究開発責任者は研究開発責任者が属する統括研究開発機関とは別の研究機関に所属している場合に設けることとなります。同一の研究開発機関におきましては研究開発責任者を主要研究者とし、副責任者（共同研究開発者）を設定するなど、組織の中で研究開発チームを構成していただいて構いません。	医薬基盤研
10	2テーマ分を同時に提出する場合、様式16に記載の研究開発全体像は2枚あるいは統合して1枚のどちらがよいのか。	どちらでも問題ありません。 テーマを統合した提案の場合2枚に渡ることも構いません。 統合して提案する場合のメリットが分かるように記載いただきたい。（久野PDコメント）	医薬基盤研
11	マッチングファンドに関連することですが、一つの応募にマッチングファンドを実施する企業が分担研究機関として入ることは必須か。	必須にはなっていません。（マッチングファンド方式は、個別のテーマについて義務付けるものではなく、課題全体としての達成が求められます） また、マッチングファンド方式の適用に当たっては、2年または3年目のステージゲートまでの間でマッチングファンドの条件やインセンティブを課題毎に検討し、開発の後期など（3年目のステージゲートを通過した段階）、社会実装の目途が立ってからが対象となります。 詳細については、内閣府のSIPホームページに公開（SIP第3期におけるマッチングファンドの考え方について、 https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/sip_matchingfund.pdf ）されておりますので一度ご確認をお願いします。	医薬基盤研
12	様式9-1 予算の内訳に関して、分担研究開発機関において採択後、一括計上でよいのか。	ご認識の通りです。	医薬基盤研

公募に関する質疑応答

No	質問事項	回答	回答者
13	公募要領 5. 応募資格（提案者の要件）の（3） 研究開発責任者は研究期間中に定年退職となったり、長期の海外出張を行うなどにより、研究テーマの遂行に支障の生じることのないこと。とありますが、研究開発責任者の任期が、残り4年弱となっておりますが、これまでの通例として任期後も名誉職として、研究活動が可能となっております。このような場合、5.（3）の要件は満たすと考えてよろしいでしょうか。	定年後も当該機関において継続して研究開発活動が可能であり、SIPの研究開発に責任を持てる者であれば、5.（3）の要件を満たすと考えていただいで結構です。	医薬基盤研
14	①この説明会は法人として申し込むものでしょうか。 ②法人として（誰かが）説明会に参加すれば、同じ法人内の教員は説明会に参加しなくても研究開発責任者として応募は可能でしょうか。	①大学等では、1法人から複数の研究グループが応募する場合がありますので、研究グループ単位で申し込んでください。 ②研究開発責任者の参加を必須とはしていませんが、説明会では事業の骨子についてプログラムディレクターより説明を予定しておりますので、研究開発計画を中心的に作成される方は参加をお願いします。	医薬基盤研
15	公募要領41ページ、（様式10-1）研究開発テーマに関する特許関連情報①、「発明の概要」について ・主要クレームとは、複数のクレームがある場合には、クレーム1（請求項1）をお書きすればよろしいでしょうか。 ・上の理解で間違いがない場合に、主要クレームが長文であれば、様式でご提示いただいている枠に収まりませんので、枠を拡張して請求範囲の全文を記入してもよろしいでしょうか。	クレーム1が主要クレームの場合はクレーム1を記載ください。主要クレームが長文の場合は様式の枠を拡張して請求範囲の全文を記載いただいで結構ですが、常識的な長さになるよう、必要に応じて要約するなどご配慮をお願いします。	医薬基盤研
16	①「研究開発責任者」「共同研究開発者」「分担研究開発責任者」についてですが、当機関は、2つのテーマに応募予定です。 「研究開発責任者」を弊機関から選出する予定にしております。 研究開発計画におきまして、一つのテーマでは別研究開発機関の先生を中心に、もう一つのテーマについては、弊機関の別先生を中心に取り組む予定です。 別機関の先生は、「分担研究開発責任者」、弊機関の先生は、「共同研究開発者」という位置づけでよろしいでしょうか。 ②様式11の「3. 研究開発組織情報」についてですが、注2）には、「研究者番号」欄には、研究開発責任者及び分担研究開発責任者の番号を、、、とあり、研究開発責任者と分担研究開発責任者の記載が求められていると認識しております。 そのため、注3）に「エフォート（%）」欄には、各研究開発者の、、、とありますが、研究開発責任者と分担研究開発責任者と読み替えればよろしいでしょうか。 それとも、直接経費及び間接経費の配分のある各研究開発者の記載は必要ということでしょうか（注2）の記載が誤りということでしょうか）。	①ご理解の通り、別研究開発機関の先生は貴機関（統括開発研究機関）と異なる機関となりますので、「分担研究開発責任者」、統括研究開発機関と同一機関で研究開発責任者以外で主要な先生は「共同研究開発者」となります。 ②ご理解の通りです。様式11の「3. 研究開発組織情報」には研究開発責任者と分担研究開発責任者のエフォート率を記載してください。各研究開発者の記載は不要です。	医薬基盤研

公募に関する質疑応答

No	質問事項	回答	回答者
17	公募要領に、応募資格として“提案する研究開発テーマ「○○○○○の研究開発」の委託研究開発契約に際して、PDの指示に基づき、研究推進法人より提示された委託研究開発契約書（案）に記載された条件（予算額、研究開発実施項目、研究開発実施体制等）に基づいて契約することに異存がないこと”とあり、採択に際して、応募した研究開発計画に対してPDの指示により修正が入る場合があることは理解いたしましたが、応募した研究開発計画が部分的に採択されるということはあるのでしょうか。	ご理解の通り、採択に際して、提案いただいた研究開発計画に対してPDの指示に基づき研究開発計画を修正いただくことがあります。また、応募いただいた研究開発計画の一部が優れている場合、部分的に採択させていただく可能性もあります。	医薬基盤研
18	知財の件でお伺いしたいことがあり、メールをさせていただきました。 公募要領に沿って、関係機関との間でバックグラウンド、フォアグラウンド知財権の実施許諾について、「知財権者が定める条件に従い（あるいは、「プログラム参加者間の合意に従い）」、知財権者が許諾可能」ということを前提に調整を進めております。 一方で「契約ひな形」を確認したところ、第14条の9および10では実施権の許諾義務がある記載となっておりますが、許諾に関しては公募要領の通知知財権者が条件を定める、もしくは「プログラム参加者間の合意に従い」が適用される場合においても、知財権者が条件を定める事項が適用されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通り、公募要領ではフォアグラウンド知財権の実施許諾について、「知財権者が定める条件に従い（あるいは、「プログラム参加者間の合意に従い）」、知財権者が許諾可能」としております。 本条件は委託研究開発契約書案の第14条の9および10項において知財権者が他の参画機関が本事業で行う研究開発の実施又は本事業で想定する事業化を目的とした通常実施権を許諾する場合も有効であり、許諾に関しては公募要領の通知知財権者が定める条件に従い、（あるいは「プログラム参加者間の合意に従い」）知財権者が実施許諾可能です。 ただし、その際は、公募要領や契約書に記載のあるとおり、第三者への実施許諾がプログラム参加者よりも有利な条件にならないようしてください。	医薬基盤研
19	①今回のSIPでは、分担研究開発機関は、統括研究開発機関と共同研究契約等を締結するということがよろしいか。 （分担研究開発機関はNIBIOHNと直接委託研究開発契約を締結することはないということよろしいか。）事務処理説明書P12 2（6）を参照。 ②先日の説明会で、様式9-1について分担研究開発機関の予算は再委託費に一括計上とのご説明があったと思いますが、その認識で間違いありませんでしょうか。	①ご理解の通り、原則として研究推進法人（医薬基盤研：NIBIOHN）は統括研究開発機関と委託研究開発契約を締結いたしますので、統括研究開発機関は分担研究開発機関と共同研究契約等を締結してください。 ②公募説明会の回答の通り、分担研究開発機関の予算は様式9-1の再委託費に一括計上してください。	医薬基盤研
公募に関する電話・メールでの質問と回答	①企業がSIPに参画する際の契約等について SIPの応募にあたって、マッチングファンドとして企業2社参画予定となります。現在、A社とは別の研究での共同研究契約、B社とは別の研究での受託研究契約をそれぞれ結んでおります。 1. この2社がプロジェクトに参加するにあたって、企業側から事前に承諾書など必要となりますでしょうか。 2. SIPプロジェクト用に新規に契約を結ぶのではなく、現在の契約書に加えて基本合意書（MOU）、もしくは変更契約などでSIP用に加筆した形で対応しても問題ないでしょうか。（企業側とは調整する予定であります）	①-1. 本課題では事前の企業などからの承諾書の提出は義務付けておりませんが、採択後に企業との契約書を提出いただけます。 ①-2. 統括研究開発機関がNIBIOHNとの委託研究開発契約書に記載の研究開発全体に対する責務を負うこととなりますので、参加企業に同様の責務を堅守させる責務も負っていただくこととなります。この点ご留意ください。 ①-3. 応募、面接時点で企業との契約などについて確認することはございませんが、採択後の委託研究開発契約書記載の責務を貴機関の責任下、当該企業にも同様に負っていただくこととなりますので、ご注意ください。	医薬基盤研

公募に関する質疑応答

No	質問事項	回答	回答者
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">公募に関する電話・メールでの質問と回答</p>	<p>3. 応募時点や面接時に企業との基本合意書や契約書等について資金元として確認することはありますでしょうか。 企業がSIPのプロジェクトに参画する際の条件や契約面などが確認できなかったため、資金元として何かルール等ありましたらご教示いただけますでしょうか。</p> <p>②マッチングファンドの支出割合について 公募要領に以下の記載がございましたが、応募時に民間企業の出資比率の根拠や証明書類を事前に準備する必要はありますでしょうか。</p> <p>公募要領p.15 14.(3)民間資金の規模 「研究開発期間の1年目から、国費（委託費）の10%以上の民間資金の出資を原則とします。また、研究開発の後半（4－5年目）では民間資金の出比率が50%程度となる場合があります。」</p> <p>③再委託について 共同研究開発者の下に研究開発者として企業2社をぶら下げる形にする場合に、どのような形で企業に研究資金を直接経費として渡すことができるのかを確認したいと考えております。（公募要領p.21 25.制度の仕組み「研究開発テーマ組織（例）」） 原則として再委託契約は認められていないと記載がございましたが、他に方法がございましたらご教示いただけますでしょうか。 もし企業に研究資金を渡す方法があった場合に、資金元として、企業がSIPの研究資金を使用する場合のルールなどありますでしょうか。</p> <p>事務処理説明書p.13 4.(1)抜粋 「●本事業は原則として再委託は認めておりません。 ●研究開発機関において再委託契約を行う必要がある場合には事前にNIBIOHNへ相談してください。NIBIOHNは研究開発機関が作成する当該再委託に関する研究開発実施計画書の確認を行い、本委託研究開発の遂行上特に必要であると判断した場合には、PDは本委託研究開発の一部について第三者への再委託を承認する場合があります。」</p> <p>④面接について 6月20、21日の面接において分担研究開発責任者の出席は不可欠でしょうか。代理出席は可能でしょうか。</p>	<p>② ③のご質問にも関わりますので、以下③の回答をご確認ください。</p> <p>③ 貴機関が統括研究開発機関である場合、企業は別機関であるため、応募の際は分担研究開発機関としてください。また分担研究開発機関の予算は様式9-1の再委託費に一括計上してください。再委託につきましては応募時に明記いただければ基本的には認めさせていただきます。なお、マッチングファンドの支出割合は応募時は様式17のみで結構です。採択後、分担研究開発機関の予算についても提出をお願いいたしますので、その際にマッチングファンドの支出の内訳についても記入いただきます。</p> <p>④ 面談審査には研究開発内容が説明できる主要な研究開発者に出席いただければ結構です。</p>	<p>医薬基盤研</p>

公募に関する質疑応答

No	質問事項	回答	回答者
21	<p>公募説明会にオンデマンドで参加いたしました。応募資格に公募説明会に参加すること、ということが記載されております。</p> <p>実際には同じ部屋で説明会に研究開発責任者を予定している先生にご参加いただいたのですが、参加者リスト上では名前がないのでご連絡しました。</p> <p>この場合、応募資格として問題はございませんでしょうか？</p>	<p>公募説明会の応募資格は応募組織ごとに確認させていただきますので、応募組織が公募説明会に参加申し込みいただき、研究開発責任者が説明を聞いていただければ応募資格に問題ございません。</p>	医薬基盤研
22	<p>「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」の公募について、以下2点質問させていただきます。</p> <p>①本事業における収益納付義務はございますでしょうか。</p> <p>②代表研究機関と分担研究機関が再委託契約を締結する場合の契約書は指定がありますでしょうか。</p>	<p>①収益納付義務はございません。</p> <p>②再委託契約書の様式には指定はございませんが、NIBIOHNと統括研究開発機関の間で締結する委託研究開発契約書で定める研究機関の責務を、分担研究機関も同様に負うこととなりますので、その旨明確になるようにしてください。</p>	医薬基盤研
23	<p>公募の説明において、「安易に研究開発機関数を増やさないう、研究開発体制の構成に留意してください」との注意書きがありました。</p> <p>例えばA大学が「統括研究開発機関」となり2000万円の配分を受け、B大学が「分担研究開発機関」となり、1500万円の配分を受けるとします。</p> <p>B大学が分担する領域の中で、研究協力をするC大学が「200万円のまとまった経費の配分を受けたい」と希望したとします。</p> <p>この場合、B大学からC大学への、200万円の再委託は制度上可能でしょうか？</p> <p>それとも、C大学で使用する合計200万円の研究費を、B大学から支出しなくてはならないのでしょうか。</p> <p>再委託が不可とされると、合理的で省力的な研究費の支出は難しいだろう（B大学、C大学ともに研究活動に支障が出る）と懸念いたしまして、質問いたします。</p> <p>また、200万円の配分のために、C大学を研究開発機関とすることも、合理的でないのではないかと考えます。</p> <p>以上、「再委託」の可否について、ご回答のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>	<p>まずNIBIOHNから統括研究開発機関であるA大学へは、委託研究開発契約の形で研究費3500万円を配分します。その後A大学からB大学へ再委託契約の形で1500万円を配分することになります。B大学からC大学に更に再委託契約することは、NIBIOHNから見ると再々委託にあたりますので、これは不可としています。（事務処理説明書p13 4.(1)3番目の●）</p> <p>C大学に研究費を配分するためには、C大学も分担研究開発機関の位置づけとして、A大学からの再委託（あるいは共同実施の形）として、B大学に1300万円、C大学に200万円を配分してください。</p> <p>なお、C大学の役割が、研究開発要素を含まない請負業務等であれば、外注としてB大学から直接C大学に委託することも可能です。（事務処理説明書p13 4.(1)5番目の●）</p>	医薬基盤研

公募に関する質疑応答

No	質問事項	回答	回答者
24	<p>①研究委託契約について 内閣府から運営費交付金をもらった研究推進法人（本案件は基盤研）と各研究開発機関の契約代表者との毎年度の委託契約締結により研究を行うようで、文科や厚労の科研費ではなく基盤研の経費のようです。</p> <p>②科研費では研究開発機関の責務として、備品や研究費の管理がありますが、本委託研究でははっきりとは書かれていません。</p> <p>気になる点として、5.（4）では「関係府省の指針とガイドラインに基づき、体制の整備その他必要な措置を講じること」とあるので、研究費（購入、検査、支払）と備品の管理、利益相反など科研費と同様、研究開発機関での管理を求められるかもしれませんが、一方、20. 備品の所有権では「大学等の場合、本事業により、各研究開発機関が購入した備品は、各研究開発機関の所有となります。企業等の場合は、・・・」と、5.（1）で定義されている「国公立試験研究機関」については書かれていません）。</p>	<p>①委託研究開発契約は、基盤研と統括研究開発機関（各機関で定められた契約担当役）との間で締結します</p> <p>②研究費（購入、検査、支払）と備品の管理、利益相反などは、研究開発機関として管理していただきます。 国公立試験研究機関については「大学等」の扱いとなります。</p> <p>手続きの詳細については事務処理説明書も合わせてご確認ください。</p>	医薬基盤研
25	<p>①予算のうち外注費に関して、予算総額に対する割合など金額的な制限はありますか。</p> <p>②契約締結について下記のどちらになりますでしょうか。 1）NIBIOHNと統括研究開発機関が結び、そのうえで統括研究開発機関と分担研究開発機関が締結 2）NIBIONHと統括研究開発機関・分担研究開発機関それぞれが契約を締結のどちらの流れになりますでしょうか。</p> <p>③予算の繰り越しが可能か 繰り越しは、自然災害など避けられない事由や年度内に支出が終わらない見込みのもので、あらかじめ議決を経るなど手続きが得られれば可能か。 その繰り越せる基準は、自然災害以外はどのような場合が承認されるのか。</p> <p>④今回4者で共同提案をする。この場合、様式9-1には主の研究機関の予算計画が、1-8の項目に乗り、他3者の金額は項目10の再委託費として計上されることになる。この理解であっているか。</p> <p>⑤再委託費の各機関についての予算計画は必要となるか。</p> <p>⑥様式9-2の対象は、全て（今回の場合4社）の予算使用計画を統合したものであるか。</p> <p>⑦今回テーマを統合して提案を行うつもりである。様式9-2は2テーマ合同ということで既定の2倍（4ページ）が最大という認識で問題ないか。</p> <p>⑧様式3. の外部研究資金については、研究費を受け取っている共同開発者名が必要であるか。</p> <p>⑨研究チームでの研究開発者にのらないがテクニカルスタッフで研究開発にかかわる人は様式8の人数にカウントされるか。</p>	<p>①外注費に関しては金額的な制限はございません。</p> <p>②契約締結は1）の流れになります。</p> <p>③繰越手続きや事由は事務処理説明書p78をご参照ください。</p> <p>④様式9-1の記載についてはご理解のとおりですが、テーマを統合する場合はテーマ毎に作成してください。</p> <p>⑤事務処理説明書記載の再委託、共同実施どちらの場合も、各分担研究開発機関の再委託費が予算計画全体の10%を超える場合は当該機関についても様式9-1を提出してください。</p> <p>⑥様式9-2の対象は4機関の計画を統合したものです。テーマ毎、機関毎の計画がわかるようにしてください。</p> <p>⑦様式9-2の枚数についてはご理解のとおりです。</p> <p>⑧様式3については、分担研究開発責任者及び主要な研究開発者について名前も記入してください。</p> <p>⑨様式8については、研究開発者のみカウントしてください。</p>	医薬基盤研

公募に関する質疑応答

No	質問事項	回答	回答者
26	<p>現在、弊機関としてe-Radのアカウントは保有していますが、本研究開発の責任者とは異なる者の名前で登録しております。</p> <p>本案件の分担開発責任者名をe-Radに新規登録する必要があるかどうか、ご教授いただけましたら幸いです。</p> <p>最長2週間必要なため提出期限を越えた上でも作成する必要があるか判断したいと思います。</p>	<p>本案件の分担研究開発責任者をe-Radへご登録願います。</p> <p>統括研究開発機関がe-Radで応募する際は、分担研究開発機関として、貴機関を「研究組織／2.研究組織情報」にご入力頂き、研究者として別画面で分担研究開発責任者をご入力頂きます。</p> <p>分担研究開発責任者のe-Radへの登録が、公募締切まで間に合わない場合は、「研究組織／2.研究組織情報」には「研究機関」としてご入力頂きますが、「研究者人数」欄は「0人」で一旦応募頂いたら結構です。</p> <p>応募完了後、研究者番号が付与されましたら、速やかに配分機関までご連絡下さい。</p> <p>配分機関より、e-Rad上で応募の「修正依頼」を応募者へ行きますので、その際に追加でご入力頂くことになります。</p> <p>但し、修正依頼の実施可能期間は、採択結果登録までの期間となります。</p>	医薬基盤研
27	<p>SIPの共同実施に関わる下について確認をさせていただけないでしょうか。</p> <p>①外注費の上限はあるか ※数千万単位での企業への外注（研究要素は無し）を予定しており、条件等あれば教えていただきたい</p> <p>②共同実施を行う研究開発機関（事務処理説明書P12（6）記載）は、「分担研究開発機関」「共同研究開発者」いずれとも異なるものか、どちらかに内包されるものか</p> <p>③共同実施を行う研究開発機関の人件費単価は定められているか</p> <p>④「統括機関は共同実施を行う他の研究開発機関の会計検査や報告書、申請書の取りまとめを行う」とあるが、共同実施を行う研究開発機関は各々で事務処理説明書記載の報告書等の作成が必要となるのか</p> <p>⑤共同実施を行う研究開発機関の成果物の権利は、統括機関と共同実施者との間で締結する共同研究契約等で定める、ということが良いか</p> <p>⑥共同実施を行う研究開発機関が提出必要な申請書の様式はあるか ※②のご回答によると認識しております</p>	<p>①外注費に関しては金額的な制限はございません。</p> <p>②共同実施を行う場合も統括研究開発機関を決定いただき、それ以外の共同実施を行う研究開発機関は分担研究開発機関としてください。</p> <p>③公募説明会でご説明した通りでございますが、人件費単価は実績単価又は健保等級単価としてください。</p> <p>④採択後、提出いただく書類には分担研究開発機関からNIBIOHNに直接提出いただくものと、統括研究開発機関で取りまとめて提出いただくものがございます。提出書類の詳細については採択後にお知らせさせていただきます。</p> <p>⑤研究開発成果の権利の帰属等については発明者（機関）間で契約等により定めていただきます。</p> <p>⑥様式6及び7に加え、先のメールにてお知らせしました通り、分担研究開発機関の予算が研究開発全体の10%を超える場合、様式9-1の提出をお願いいたします。また、共同実施を行う研究開発機関が企業の場合、様式16の提出をお願いいたします。</p>	医薬基盤研

公募に関する質疑応答

No	質問事項	回答	回答者	
公募に関する電話・メールでの質問と回答	28	<p>先日公開された質問への回答で「共同実施」という言葉が23、25で出てきています。</p> <p>① 共同実施が可能なのは、分担研究開発機関、に限る、という理解で宜しいでしょうか？</p> <p>② 分担開発研究機関で研究者が一人である場合、その研究者が自動的に分担研究開発責任者になる理解で宜しいでしょうか？また、その場合でも様式6の作成は必要でしょうか？</p> <p>③現在、本機関と、複数の他機関の研究者で一つの研究開発プロジェクトを共同実施する予定（この定義は「委託研究開発契約事務処理説明書」に記載されている）なのですが、他のほとんどの機関で1名の研究者のみが参加になっています。例えば、共同実施の共同研究契約を締結すれば「分担研究開発機関」としては記載しなくても良いでしょうか？</p>	<p>①共同実施の場合、統括研究開発機関以外は分担研究開発機関となります。</p> <p>②分担研究開発機関の研究者が一人の場合は、その研究者の方が分担研究開発責任者となります。その場合でも様式6の提出をお願いいたします。</p> <p>③共同実施の場合、統括研究開発機関以外は分担研究開発機関となります。なお、貴機関以外の他機関の役割が、研究開発要素を含まない請負業務等であれば、外注として貴機関から他機関に外注することも可能です。その場合、他機関は分担研究開発機関とはなりません。</p>	医薬基盤研
	29	<p>①質問を締め切りまで受け付けをして、情報共有は何時ごろを予定していますでしょうか。</p> <p>当方としましては、公募締め切りのまでに、できるだけ速やか応募したいと考えております。質疑応答の内容次第では、申請書の記載内容等に修正が必要となる場合が想定されます。</p> <p>②応募後に質疑応答の情報提供があっても、修正等できませんが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。（情報共有があるまで郵送はするな。情報共有の反映ができていなくても評価には影響しない。など）</p>	<p>①公募に関する質問と回答はHP記載の日程までお受けし、情報共有は質問があれば一日に一度程度させていただきたく予定です。</p> <p>②応募書類発送後に共有された質問に関する回答により申請書類に訂正が必要な場合ですが、応募は受け付けさせていただき、評価に影響するような修正が必要であった場合は、応募書類の受領後、修正の御依頼をさせていただきます。</p>	医薬基盤研
	30	<p>■知財関係の質問</p> <p>研究開発を行う機関（再委託先）と本機関との契約において「発明を再委託先に残す（帰属する?）」という交渉の余地を残すような契約にすることが可能か検討しております。</p> <p>その際に貴法人において委託研究開発における知財の取扱いルールをどのように規定しているかご教示いただくことは可能でしょうか。（貴法人が再委託先に知財を認めるようなルール等）</p> <p>競争的資金における知財の取扱いルールは一般的な企業との共同研究契約とは異なるものと考えられるため問い合わせさせていただきました。</p>	<p>NIBIOHNと貴機関の契約書（公募のHPに掲載しています）で定める知財に関する遵守事項を再委託先にも遵守させる条件で、貴機関と再委託先との契約において、知財権を再委託先に帰属させることも可能です。</p> <p>ただし、実際に再委託先に帰属させる際にはNIBIOHNによる承認が必要です。これは内閣府SIPの運用規程において、知財を再委託先に帰属させる場合は知財委員会による承認が必要とされているためです。（SIP事業開始後、NIBIOHNの中に知財委員会が設置されます。）</p>	医薬基盤研

公募に関する質疑応答

No	質問事項	回答	回答者
31	個人にはe-Rad番号はあるが、機関にはe-Rad番号がなく、新規登録の準備をしているが申請までに間に合いそうにない場合、どのように対応すればよろしいか。	<p>分担研究開発機関のe-Radへの登録が、公募締切までに間に合わない場合は、「研究組織／2.研究組織情報の登録」には、暫定的にその機関を除いてご入力願います。</p> <p>但し、「研究経費／2.年度別経費内訳」には、該当の機関分を合算してご入力願います。（分担研究開発機関の直接経費・間接経費の合計金額を「再委託費・共同実施費」に入力）</p> <p>応募完了後、研究機関コードが付与されましたら、速やかに配分機関までご連絡下さい。</p> <p>配分機関より、e-Rad上で応募の「修正依頼」を応募者へ行きますので、その際に追加でご入力頂くことになります。</p> <p>但し、修正依頼の実施可能期間は、採択結果登録までの期間となります。</p>	医薬基盤研
32	<p>当機関にて応募予定の研究ですが、研究に係る（研究費を分担したい）研究機関、企業が複数ございます。</p> <p>様式5にはそれぞれ記入いたしますが、様式6もその研究機関及び企業ごとに作成する必要がありますか。</p> <p>機関ごとに作成すると、ページ数が増えるため、様式6の統括研究機関及び分担研究機関の共同研究者として整理して記入してもよろしいでしょうか。</p> <p>例)</p> <p>様式5</p> <p>統括研究機関 A</p> <p>分担研究機関 B</p> <p>分担研究機関 C</p> <p>...</p> <p>分担研究機関 G</p> <p>様式6</p> <p>統括研究機関A</p> <p>研究開発者氏名 ○○（研究機関A）</p> <p>共同研究者氏名 △△（研究機関E）</p> <p>分担研究機関B</p> <p>研究開発者氏名 □□（研究機関B）</p> <p>共同研究者氏名 ●●（研究機関G）</p>	<p>様式6は公募要領21ページ記載の制度の仕組みに示しました研究開発機関ごとの提出をお願いいたします。様式6を研究開発に参加する分担研究開発機関全てに対して作成することで、応募様式のページ数が多い場合でもファイル容量が30Mb以内であれば応募は可能です。</p>	医薬基盤研

公募に関する質疑応答

No	質問事項	回答	回答者
公募に関する電話・メールでの質問と回答	33 応募書（Word）の研究開発責任者は研究所長ですが、e-Radは、別人の機関の長が責任者で出てくる。 e-Radでは、研究開発責任者は分担研究開発責任者と同じく、「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について」> P8_「課題に参加する研究者の登録」に従い、登録すればよいか？ 分担研究開発機関も、同様の処理でよろしいでしょうか？	本事業は、応募単位が「研究機関単位」の為、研究機関の代表者が表示されます。（理事長・学長・社長 など） 研究開発責任者は分担研究開発責任者と同じく、「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について」P8「課題に参加する研究者の登録」に従い、ご登録願います。分担研究開発機関も同様です。	医薬基盤研
	34 様式8を1枚で収めることになっていますが、研究機関が多いとかなり厳しいです。2枚になっても良いでしょうか？また、その場合は枚数の総数に含まれますか？	各様式の枚数は目安です、審査に必要な情報を入れるために総ページ数が多い場合でも、ファイルの要領が30Mbを越えなければ応募は可能です。	医薬基盤研
	35 様式3, 7を提出すべき研究開発者の範囲について。 様式3, 7を提出すべき研究開発者は、 ①本研究開発テーマに直接参加する研究開発者すべて ②研究開発責任者、分担研究開発責任者、共同研究開発者に該当する者のみ 上記①②のどちらになりますでしょうか？ これまで、①と想定して準備を進めておりましたが、様式3・様式7の中で下記の記載があり、②とも読めたため、問い合わせいたします。 （様式3） >分担研究開発責任者及び共同研究開発者が受けている助成等の有無 （様式7） >注1）研究開発責任者、分担研究開発責任者及び共同研究開発者毎に作成し、「No. 」欄に、通し番号を付けてください。なお、研究開発責任者は必ず、「No.1」としてください。	様式3の対象は、公募要領記載の通り、研究開発責任者、共同研究開発者、分担研究開発責任者です。様式7については主要な研究開発者について提出ください。主要な研究開発者としては、研究開発責任者、分担研究開発責任者、これに加えて共同研究開発者が含まれる場合もありますので、研究開発計画に沿ってご判断をお願いします。	医薬基盤研

公募に関する質疑応答

No	質問事項	回答	回答者
<p>公募に関する電話・メールでの質問と回答</p>	<p>36</p> <p>e-Rad入力にあたり不明点がございます。 ①応募する際、申請書のどれをどの画面からアップロードするのでしょうか。 ②自動表記される【応募・受入状況】の「応募する理由欄」には研究代表者が応募している研究費ではないですが、研究機関に記入して頂く必要があるのでしょうか。</p>	<p>①応募書類のアップロードについて 「様式1～15（必要に応じて、様式16）」を1つのファイルに結合し（様式16は民間企業のみ）は、 【基本情報・申請書類】「応募情報ファイル」として選択し、 「様式10-1に基づき提出する特許公開広報等及び審査状況等（3編以内）及び様式7に基づき提出する論文の別冊又はそのコピー（5編以内）」は、 【基本情報・申請書類】「参考資料」として選択し、 2つのPDFファイルをアップロードしてください。</p> <p>②応募・受入状況について 基本的に理由欄への記入の必要はありませんが、 同一機関の別グループが本公募に応募していることから、 「(1)応募中の研究費」として別グループの分が表示されている場合は、 別グループである旨を記載願います。</p> <p>公募説明会資料「参考資料）e-Radによる応募について」をご覧ください。</p>	<p>医薬基盤研</p>